

# 第8回 吹田市高齢者向けウェルネス住宅 整備・運営事業者選定会議

日時：平成29年（2017年）6月13日（火）  
午後1時～午後1時30分（予定）

場所：中層棟4階 第三委員会室

## 次 第

### 1 優先交渉権者の選定

#### 資 料

- ・「最低基準点及び選定方法について（募集要項抜粋）」
- ・「事業者評価点集計結果」
- ・「吹田市高齢者向けウェルネス住宅整備・運営事業者選定会議設置要領」

## 最低基準点及び選定方法について（募集要項抜粋）

### ○募集要項 17 頁

#### ウ 最低基準点について

提案評価点のうち自由提案項目の配点合計（34 点）を除いた点数（166 点）の 2 割（33.2 点）を最低基準点とし、過半数の選定委員が最低基準点以上と採点した提案を選定対象とする。

### ○募集要項 18 頁

#### エ 選定方法

-----（途中省略）-----

##### （イ）選定対象が 1 者のみの場合

選定委員による採点を行い、過半数の選定委員が最低基準点以上と採点した場合のみ、この提案者を最優秀提案者とする。

#### オ 優先交渉権者及び次点交渉権者の選定

最優秀提案者を優先交渉権者とし、（以下省略）

## 事業者評価点集計結果

		パナホームグループ	
委員	A	評価点	228
		基準点 (33.2点以上)	110.6
	B	評価点	208
		基準点 (33.2点以上)	91.8
	C	評価点	198.4
		基準点 (33.2点以上)	87
	D	評価点	203.2
		基準点 (33.2点以上)	89.4
	E	評価点	212.4
		基準点 (33.2点以上)	97.4
	F	評価点	236.4
		基準点 (33.2点以上)	120.2

## 吹田市高齢者向けウェルネス住宅整備・運営事業者選定会議設置要領

### (目的)

第1条 本市において高齢者向けウェルネス住宅を整備・運営する事業者を選定するため、吹田市高齢者向けウェルネス住宅整備・運営事業者選定会議（以下「選定会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 選定会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 公募に使用する募集要項等に関する事項
- (2) 事業者を選定するための選定基準に関する事項
- (3) 事業者の選定に関する事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

### (構成)

第3条 選定会議は、行政経営部長、児童部長、福祉部長、健康医療部長、地域医療・保健施策担当理事、環境部長、都市計画部長で構成する。

- 2 委員の選任期間は、選任された日から、本事業に係る定期借地権設定契約の契約締結日までとする。

### (委員長)

第4条 選定会議に委員長を置き、健康医療部長をもって充てる。ただし、担当理事に権限を付与する場合は、当該理事をもって充てるものとする。

- 2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 選定会議の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 選定会議は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 選定会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

### (会議の特例)

第6条 委員長は、会議を招集する時間的余裕がない場合又は議案が軽易である場合は、会議に付議すべき事案を記載した書面等を委員等に回付し、意見を求めること又はその賛否を問うことにより、選定会議の会議に代えることができる。

(委員以外の者からの意見の聴取等)

第7条 市長は、必要に応じ委員以外の者に、会議への出席を求めて、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、健康医療部地域医療推進室において処理する。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、選定会議の構成及び運営に必要な事項は、健康医療部長が定める。

附 則

この要領は、平成27年12月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。